

# 農業者年金に加入しませんか？

農業に従事されている方は誰でも加入できます

終身年金で80歳までの保証付きです

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できるようにしました。

少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます。

農業者老齢年金は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択（65歳から75歳）することができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税の特例が用意されています  
支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。  
将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が110万円までは非課税となります。

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営

協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ  
・周防大島町農業委員会（農林水産課）  
☎ 0820 (79) 1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎ 03 (3502) 3942

☎ <https://www.nounen.go.jp/>  
・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

## マイナンバーカード時間外交付のご案内（事前予約制）

マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた方で、開庁時間内に窓口へお越しいただけない方に、時間外の受取窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。

### ■交付日時（上半期）

曜日・時間	日にち
毎月第2日曜日 午前9時～正午	4月 9日、5月 14日、6月 11日、7月 9日、 8月 13日、9月 10日
毎月第3水曜日 午後5時30分～6時45分	4月 19日、5月 17日、6月 21日、7月 19日、 8月 16日、9月 20日
毎月第4火曜日 午後5時30分～6時45分	4月 25日、5月 23日、6月 27日、7月 25日、 8月 22日、9月 26日



■交付場所 大島庁舎 大島総合支所窓口

■お持ちいただくもの 交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、本人確認書類

■予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※受取希望日の3開庁日前までに予約をお願いします。

■予約連絡先 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820 (74) 1010